

# みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 企画提案コンペの目的

改正育児・介護休業法の施行による育児休業制度等の拡充にあわせ、職場において男性の育児参画への理解がより深まり、希望に応じて育児休業を取得できるよう、制度を利用しやすい職場風土づくりをより一層進める必要があります。本事業では、改正育児・介護休業法の施行を踏まえ、職場における男性の育児参画への理解促進を図るため、県内の事業所における育児休業取得例やイクボスの取組例を収集し、広く事業規模や業種に応じた好事例についてホームページを通じて情報発信を行うとともに、企業（人事・労務担当者や管理職）を対象とした座談会の実施を通じて、男性の育児参画への理解の促進を図ることを目的とする業務を委託する者を選定するために実施します。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務
- (2) 業務内容 別紙「みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務委託仕様書」のとおり

## 3 企画提案コンペの参加要件

- (1) 参加者資格
  - ・ 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号）及び同確認書3に記載の添付書類を提出した者
  - ・ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
  - ・ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ・ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置するみえのイクボスバージョンアップ事業実施業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ、総合的に最優秀提案を選定します。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式第1号）の提出期限及び提出先
  - ア 提出期限 **令和5年5月25日（木）** 正午必着（期限厳守）

- イ 提出先 三重県子ども・福祉部 少子化対策課
- ウ 提出方法 郵送または持参(メールまたはFAXでの提出は受け付けない。  
※郵送の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。

エ 参加資格決定通知 令和5年6月7日(水)に通知します。

(2) 企画提案資料の提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和5年6月8日(木)～同年6月13日(火)正午必着  
※期間厳守(提出期間以前には受理できません。)

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 上記(1)に同じ

(3) 質疑応答

質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 質問期間

令和5年5月17日(水)から同年5月23日(火)正午まで

イ 質問方法

別紙質問様式にて行うものとし、8に記載する担当課まで、FAX または電子メールのいずれかの方法で提出のうえ、送信後に必ず電話にて受信確認を行ってください。

ウ 提出先

FAX (059-224-2270)、電子メール (shoshika@pref.mie.lg.jp)

エ 質問への回答

令和5年5月24日(水)正午までに県のホームページ(当事業のコンパ  
ンニョウページ)にて回答します。

(4) 第1次審査

実施日時 令和5年6月13日(火)を予定

ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(5) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

ア 日時 令和5年6月16日(金) ※詳細は後日提案者に連絡します。

イ 場所 三重県庁内または三重県庁付近の会議室

※オンラインでの審査となることがあります。

ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分(予定)

## (6) 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目と観点は下表のとおりです。

項 目	観 点
1 企画 内容	<p>提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、かつ独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信資料の作成内容について、対象となる企業等が関心を持っていただける企画内容となっているか。</li> <li>・県内の事業所における育児休業取得例等の収集について、事業規模や業種を対象とした企画内容となっているか。</li> <li>・県の男性の育児参画推進の取組を踏まえた企画内容となっているか。</li> <li>・座談会において、対象となる企業（人事・労務担当者や管理職）の参加を促す企画内容となっているか。</li> <li>・職場における「育児休業取得・男性の育児参画の推進」につながる実践的な企画内容となっているか。</li> <li>・座談会において、対象となる企業にあわせた適切な企画内容となっているか。</li> </ul>
2 具体性	<p>提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、事業の趣旨を的確に反映し、具体的な内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の事業所における育児休業取得例等の収集について、調査対象団体の選定にかかる着眼点は、仕様書の目的をふまえ、具体的に提示されているか。</li> <li>・座談会の実施内容（集合形式またはオンライン実施、座談会におけるテーマ、ファシリテーターやゲストの選定、会場の選定など）は具体的に提示されているか。</li> <li>・参加者募集のチラシ、参加呼びかけの方法、応募見込みは具体的に提示されているか。</li> <li>・座談会におけるチラシ、資料等の制作にあたっての工夫が具体的に提示されているか。</li> </ul>
3 実現 可能性	<p>提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、実現可能な内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スケジュールは事業を効果的に進めることができるものとなっているか。</li> </ul>
4 実施 体制	<p>提案内容の事業実施に必要な体制が整っているか。</p>
5 経済性	<p>提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。</p>

## 5 提出を求める企画提案資料の内容

### (1) 企画提案書 7部

※A4サイズ14ページ以内で作成（厳守）

### (2) 提案書の内容

#### ①県内の事業所における育児休業取得例等の情報収集

##### ア 育児休業取得例等の情報収集の企画

・育児休業取得例等の情報収集の対象例、実施方法など

##### イ 実施体制・情報収集業務全体のスケジュール

- ・ 実施体制（事務局）
  - ・ 全体のスケジュール
- ②企業（人事・労務担当者や管理職）を対象とした座談会の企画・運営
- ア 各座談会の企画（内容・実施方法・募集方法など）
- ・ 座談会の内容、実施スケジュール、ファシリテーター等の選定、実施方法（会場）など
  - ・ 参加者募集チラシや参加呼びかけなど広報の企画、実施内容、効果など
  - ・ 研修参加者に対する効果測定（手法や見込）
- イ 実施体制・座談会業務全体のスケジュール
- ・ 実施体制（事務局）
  - ・ 全体のスケジュール
- ③ 事業全体の実施体制及びスケジュール
- ア 実施体制について（責任者、実施担当者等の実績・経歴を含む）
- イ 全体実施スケジュールについて
- ④ 本事業に類似した業務実績
- (3) 過去に制作した印刷物（冊子等） 7部（複数種類の提出も可）
- (4) 見積書 1部（押印したもの）  
 見積の金額は税込とし、消費税等を内書きで記載すること。  
 また、仕様書に定める委託業務について、項目別に内訳額を示すこと。
- (5) 会社概要書 1部

## 6 契約上限額

1,518,792円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

## 7 その他

- (1) 企画提案に要する費用はコンペ参加者の負担とします。
- (2) 企画提案資料は返却しません。
- (3) 選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。  
 ただし、応募件数によっては、書類審査を省略する場合があります。
- (4) 最優秀提案に選考された者は、選考の結果を受け取った日の翌日までに次の書類を担当課に提出してください（メールまたはFAXでの提出可）。
  - ・ 所管税務署が過去6ヶ月以内に発行した、消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」の写し
  - ・ 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別紙)を担当課に提出してください(メールまたはFAXでの提出可)。
  - ・ 三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行した「納税確認書」の写し
  - ・ メール・FAXで提出する場合は、必ず電話により担当課へ受信確認を行うこと。

(5) 上記(4)による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結します。

**8 担当課・担当者**

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 糟谷

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2057 FAX 059-224-2270

電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp